

## さいたま市3人乗り電動アシスト自転車貸出事業

### 「子育てパパ・ママ自転車アシストプロジェクト」募集要項（平成30年3月募集）

自転車の安全利用の推進と子ども・子育て支援の充実のため、電動アシスト付き3人乗り自転車とヘルメット（親1名と子ども2名分）をレンタルします！

#### 1. 実施主体

さいたま市役所自転車まちづくり推進課  
日本環境クリアー株式会社（運営管理者）

#### 2. 対象者

対象となる方は以下のすべてを満たす方で、**10世帯程度募集します。**

(ア)さいたま市内に住所がある方

(イ)満1歳以上6歳未満の幼児を**2人以上**養育している方

(ウ)自転車の保管場所を確保できる方（屋根付きである必要はありません）

(エ)自転車の借受け後、最低6か月間(ア)～(ウ)の要件を継続して満たせる方

※(イ)(エ)について、平成24年11月1日生～平成29年5月31日生の幼児を2人以上養育している方が、今回の募集に応募できます（借受希望者は隔月で募集しています）。

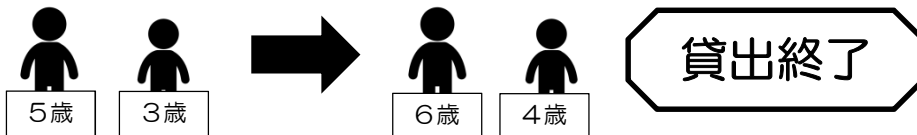
#### 3. 貸出料金・貸出開始月

貸出料金：1,000円/1か月（年度ごと一括・前払い）

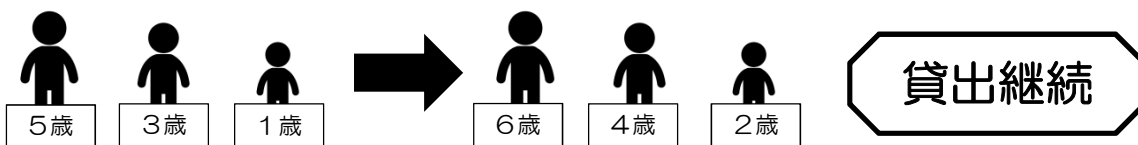
貸出開始月：平成30年5月または6月（自転車は開始月の前月下旬に納車されます。）

#### 4. 貸出期間について

① 養育している子どものうちどなたかが6歳になり、養育している1歳以上6歳未満の子どもが2人未満になる月の前月末で貸出しが終了します（道路交通法の規定により、6歳になった子が幼児2人同乗用自転車に乗車することが禁止されているため）。**ほとんどの場合、保育園・幼稚園卒園前に貸出しが終了しますので、ご注意ください。**



ただし、養育している子どもが3人以上の場合（または新たに子どもが生まれて3人になった場合）、一番年齢が上の子が6歳になっても、1歳以上6歳未満の子どもが2人以上いれば、貸出しは終了しません。



出生や転居等により世帯状況が変わった場合は、運営管理者までご連絡ください。

② この事業は平成31年度末の終了を予定しているため、①にかかわらず、最終貸出期限は平成32年3月31日までとなります。

- ③ 引越しなどでさいたま市から転出される場合も、原則として貸出しは終了します。転勤等で引越することが決まった場合は、すみやかに運営管理者までご連絡ください。

## 5. 貸出を受けるまでの流れ

### ① 申請書を持参もしくは郵送にて提出

申請書に記入例を参考に必要事項を記入した後、

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所自転車まちづくり推進課までご提出ください。※3月20日(火)必着

※申請者が、用意した自転車の台数より多い場合は抽選し、3月31日(土)までに当選者のみに通知します。

### ② 自転車安全講習会の受講

平成30年4月14日(土)午前中に、大宮ソニックシティにて開催される自転車安全講習会に、申請者(主たる運転者)の方は、必ず参加していただきます。講習会を受けられない場合、自転車を貸し出すことができません。お子様を連れての参加も可能です。やむを得ず代理(同世帯の方に限ります)の方が出席される場合は、運営管理者までご連絡ください。

### ③ 誓約書への署名・自転車貸出料金の納付

自転車安全講習会終了後、自転車の貸出に関する誓約書に署名していただき、誓約書の提出と引き換えに、自転車貸出料金(貸出開始月～翌年3月分または貸出終了月分)の納入通知書をお渡しします。お近くの金融機関・区役所(支所、市民の窓口)にてお早めにお支払いください。並行して、運営管理者よりお電話にて納車日の調整をさせていただきます。

### ④ 自転車の納車

事前に調整させていただいた日程に従い、貸出開始月の前月下旬に自転車(ヤマハ発動機(株)製、20型)をご自宅まで配送します。

## 6. 貸出を受けたあと

- ① 「自転車利用模範推進員」として、安全で適切な自転車の利用と、自転車に関する安全啓発に努めていただくほか、年1回程度の意見交流会に出席いただきます。
- ② 「自転車施策モニター」として、さいたま市の自転車施策へのアンケートにご協力いただきます。

## 7. 注意事項

- ① 借り受けた自転車に乗るときは、子どもだけでなく、親も必ずヘルメットをかぶってください。また、信号無視や歩行者に対してのベルの使用、車道の逆走、道路のななめ横断などはせず、ルールを遵守し、マナーに配慮して走行してください。
- ② 借り受けた自転車を、道路上等に放置しないでください。また、盗難の防止に努めてください。盗難があった場合、盗難保険の自己負担分+実費をお支払いいただきます。

これらを守らず、自転車利用模範推進員としてふさわしくないと市が認めた場合、自転車を返却していただきます。

お問い合わせは、自転車まちづくり推進課(048-829-1398)まで